

免許漁業漁場一覽

令和2年1月1日現在

滋賀県農政水産部水産課

琵琶湖海区の部

Ⅱ 區 區 漁 業 權

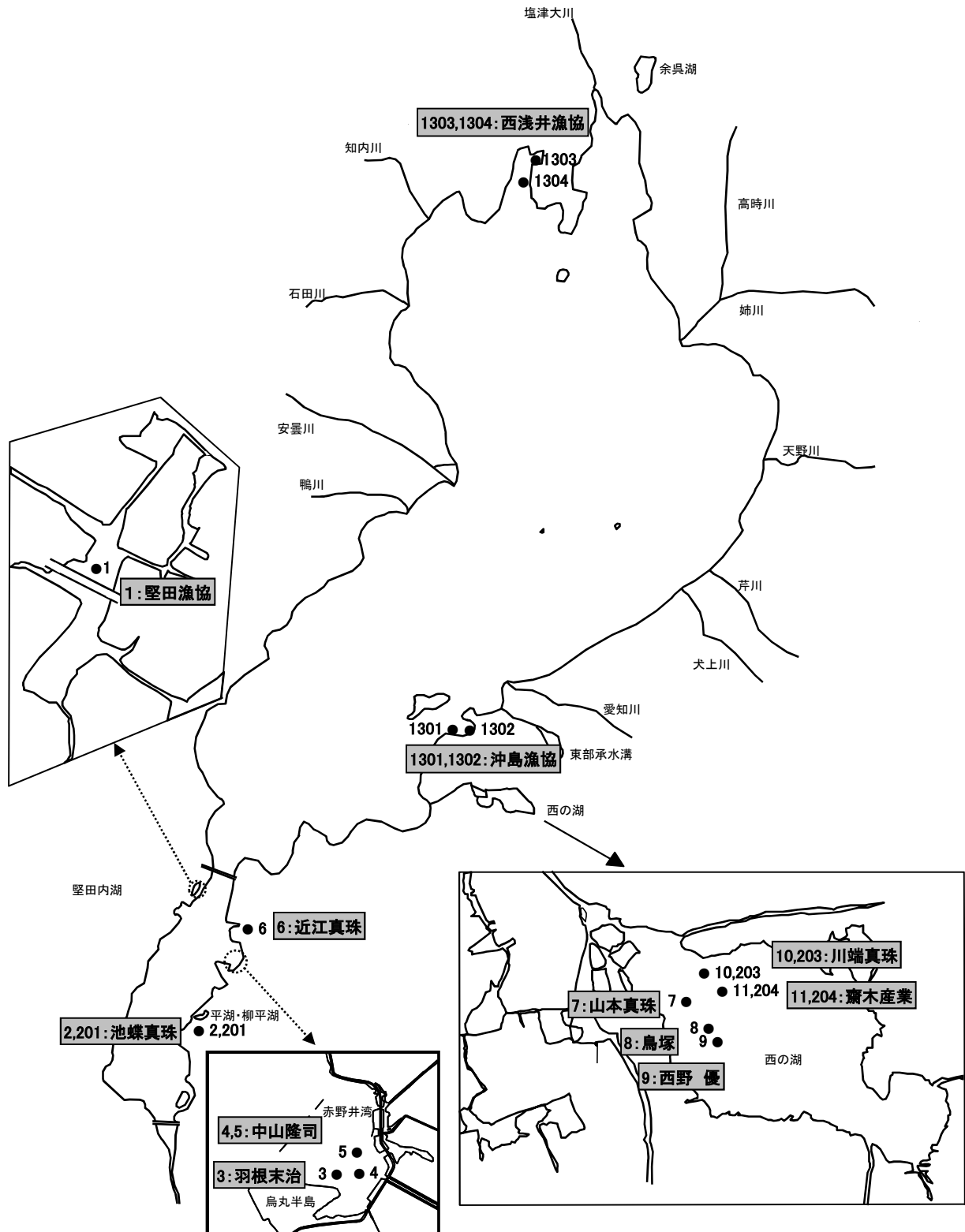
1. 第一種區區漁業

(1) 真珠養殖業

(2) 簡易垂下式真珠母貝養殖業

(3) 小割式魚類養殖業

図-5 琵琶湖海区 第一種区画漁業（小割式魚類養殖業・真珠養殖業・真珠母貝養殖業）



1. 第一種区画漁業
(1) 真珠養殖業

免許番号	免許の内容					制限または条件	地元地区	存続期間 漁業権者 漁場面積
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
区第1号	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	大津市本堅田、今堅田地先(堅田内湖)	<p>大津市本堅田、今堅田地先にある堅田内湖一円。ただし、下記区域および都市計画道路 3.4.51 号堅田駅前線、同 3.4.53 号今堅田真野線、同 3.4.1 号浜大津和邇線と重複する区域は除く。</p> <p>除外区域 次のア、イ、ウ、エ、およびアの各店を順次に結んだ線によって囲まれた区域および、次のカ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、およびカの各店を順次結んだ点によって囲まれた区域</p> <p>基 点 大津市本堅田を流れる浜川の堅田内湖への開口部上のコンクリートの南東角(北緯 35 度 06 分 59.3 秒, 東経 135 度 55 分 15.2 秒)</p> <p>ア 基点から 164 度(真方位をいう。以下同じ。) 95m の点</p> <p>イ アから 122 度 11m の点</p> <p>ウ イから 183 度 9m の点</p> <p>エ アから 192 度 30 分 18m の点</p> <p>オ 基点から 176 度 30 分 80m の点</p> <p>カ オから 163 度 26m の点</p> <p>キ カから 173 度 5m の点</p> <p>ク キから 185 度 30 分 35m の点</p> <p>ケ コから 114 度 12m の点</p> <p>コ カから 208 度 41m の点</p> <p>サ オから 205 度 30 分 59m の点</p> <p>シ サから 298 度 30 分 34m の点</p> <p>ス セから 211 度 36m の点</p> <p>セ ソから 300 度 32.5m の点</p> <p>ソ オから 205 度 30 分 21.5m の点</p>	<p>漁場の使用面積は、19,000 m² 以内とすること。</p> <p>漁場内に適当な船通しを設け、漁船の航行に配慮し設置すること。</p>	大津市本堅田一丁目～六丁目、今堅田一丁目～三丁目	<p>平成 30 年(2018 年) 9 月 1 日から 平成 35 年(2023 年) 8 月 31 日まで</p> <p>堅田漁業協同組合</p> <p>19,000 m²</p>

免許番号	免許の内容					制限または条件	地元地区	存続期間 漁業権者 漁場面積
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
区第2号	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	草津市志那町地先(平湖)	次のア、イ、ウ、エおよびオの各点を順次に結んだ線とアの東方の湖岸線によって囲まれた区域 基 点 草津市志那町1345番地にある真珠養殖作業場敷地の南角にある官民境界表示柱(北緯35度02分58.4秒, 東経135度55分12.2秒) ア イから331度の線と湖岸線との交点 イ 基点から117度30分99mの点 ウ イから99度169mの点 エ ウから47度59mの点 オ エから352度の線と湖岸線との交点	漁場内に適当な船通しを設け、漁船の航行に配慮し設置すること。	草津市志那町	平成30年(2018年)9月1日から 平成35年(2023年)8月31日まで 池蝶真珠有限会社 27,250㎡
区第3号	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	守山市山賀町地先(赤野井湾)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 守山市山賀町にある山賀大橋の南西角(北緯35度04分32.8秒, 東経135度56分52.5秒) ア 基点から276度495mの点 イ アから217度73.1mの点 ウ イから307度100mの点 エ アから307度100mの点	—	守山市杉江町、山賀町、草津市下物町	平成30年(2018年)9月1日から 平成35年(2023年)8月31日まで 羽根末治 7,310㎡

免許番号	免許の内容					制限または条件	地元地区	存続期間 漁業権者 漁場面積
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
区第4号	第一種区 画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	守山市山賀 町地先(赤野 井湾)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に 結んだ線によって囲まれた区域 基 点 守山市山賀町にある山賀大橋の南 西角（北緯35度04分32.8秒，東 経135度56分52.5秒） ア 基点から286度231mの点 イ アから216度100mの点 ウ イから306度149.5mの点 エ アから306度149.5mの点	—	守山市杉江 町、山賀町、 草津市下物 町	平成30年（2018年） 9月1日から 平成35年（2023年） 8月31日まで 中山隆司 14,950 m ²
区第5号	第一種区 画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	守山市山賀 町地先(赤野 井湾)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に 結んだ線によって囲まれた区域 基 点 守山市山賀町にある山賀大橋の南 西角（北緯35度04分32.8秒，東 経135度56分52.5秒） ア 基点から323度471mの点 イ アから293度100mの点 ウ イから23度100mの点 エ アから23度100mの点	—	守山市杉江 町、山賀町、 草津市下物 町	平成30年（2018年） 9月1日から 平成35年（2023年） 8月31日まで 中山隆司 10,000 m ²

免許番号	免許の内容					制限または条件	地元地区	存続期間 漁業権者 漁場面積
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
区第6号	第一種区 画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	守山市木浜 町地先(木浜 埋立地にあ る水路)	次のア、イ、ウ、エ、オ、カおよびアの各点 を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 守山市木浜町中島 2294 番地にある 滋賀県運転免許センター南側の中 島橋の北東角(北緯 35 度 05 分 55.1 秒, 東経 135 度 56 分 52.6 秒) 控 点 基点から 194 度 446.5m の点 ア 控点から 104 度 10m の点 イ アから 194 度 77m の点 ウ イから 112 度 89m の点 エ ウから 22 度 30m の点 オ エから 112 度 20m の点 カ アから 104 度 119m の点	—	守山市木浜 町	平成 30 年(2018 年) 9 月 1 日から 平成 35 年(2023 年) 8 月 31 日まで 近江真珠株式会社 9,070 m ²
区第7号	第一種区 画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	近江八幡市 円山町地先 (西の湖)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に 結んだ線によって囲まれた区域 基 点 近江八幡市白王町地先にある大中 の湖干拓南部堤防に設置された導 水樋門中央(北緯 35 度 09 分 48.6 秒, 東経 136 度 06 分 22.7 秒) ア 基点から 157 度 483m の点 イ アから 216 度 30 分 100m の点 ウ イから 306 度 30 分 50m の点 エ アから 306 度 30 分 50m の点	—	近江八幡市 円山町、安土 町下豊浦	平成 30 年(2018 年) 9 月 1 日から 平成 35 年(2023 年) 8 月 31 日まで 有限会社山本真珠 5,000 m ²

免許番号	免許の内容					制限または条件	地元地区	存続期間 漁業権者 漁場面積
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
区第8号	第一種区 画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	近江八幡市 安土町常楽 寺地先(西の 湖)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に 結んだ線によって囲まれた区域 基 点 近江八幡市白王町地先にある大中 の湖干拓南部堤防に設置された導 水樋門中央(北緯35度09分48.6 秒, 東経136度06分22.7秒) ア 基点から146度30分715mの点 イ アから128度104mの点 ウ イから218度110mの点 エ アから218度110mの点	—	近江八幡市 安土町下豊 浦	平成30年(2018年) 9月1日から 平成35年(2023年) 8月31日まで 株式会社鳥塚 11,440 m ²
区第9号	第一種区 画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	近江八幡市 安土町常楽 寺地先(西の 湖)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に 結んだ線によって囲まれた区域 基 点 近江八幡市白王町地先にある大中 の湖干拓南部堤防に設置された導 水樋門中央(北緯35度09分48.6 秒, 東経136度06分22.7秒) 控 点 基点から146度30分715mの点 ア 控点から128度104mの点 イ アから128度55mの点 ウ イから218度110mの点 エ アから218度110mの点	—	近江八幡市 安土町常楽 寺	平成30年(2018年) 9月1日から 平成35年(2023年) 8月31日まで 西野 優 6,050 m ²

免許番号	免許の内容					制限または条件	地元地区	存続期間 漁業権者 漁場面積
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
区第10号	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	近江八幡市 安土町常楽 寺地先(西の 湖)	次のア、イ、ウ、エ、オおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 近江八幡市白王町字郡座540番地の田の南角石垣の上(北緯35度09分47.9秒, 東経136度06分13.0秒) ア 基点から107度45分540mの点 イ アから90度30分110mの点 ウ イから179度222mの点 エ ウから284度30分87.5mの点 オ 基点から122度30分615mの点	—	近江八幡市 安土町下豊 浦	平成30年(2018年) 9月1日から 平成35年(2023年) 8月31日まで 川端真珠有限会社 22,300㎡
区第11号	第一種区画漁業	真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	近江八幡市 安土町常楽 寺地先(西の 湖)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 近江八幡市白王町字郡座540番地の田の南角石垣の上(北緯35度09分47.9秒, 東経136度06分13.0秒) ア 基点から106度(真方位をいう。以下同じ。)669mの点 イ アから103度88mの点 ウ エから110度30分86mの点 エ 基点から121度30分750mの点	—	近江八幡市 安土町下豊 浦	平成30年(2018年) 9月1日から 平成35年(2023年) 8月31日まで 齋木産業株式会社 17,817㎡

(2) 簡易垂下式真珠母貝養殖業

免許番号	免許の内容					制限または条件	地元地区	存続期間 漁業権者 漁場面積
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
区第 201 号	第一種区画漁業	簡易垂下式真珠母貝養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	草津市志那町地先（平湖）	次のア、イ、ウ、エおよびオの各点を順次に結んだ線とアの東方の湖岸線によって囲まれた区域 基 点 草津市志那町 1345 番地にある真珠養殖作業場敷地の南角にある官民境界表示柱（北緯 35 度 02 分 58.4 秒，東経 135 度 55 分 12.2 秒） ア イから 331 度の線と湖岸線の交点 イ 基点から 117 度 30 分 99m の点 ウ イから 99 度 169m の点 エ ウから 47 度 59m の点 オ エから 352 度の線と湖岸線の交点	漁場内に適当な船通しを設け、漁船の航行に配慮し設置すること。	草津市志那町	平成 30 年（2018 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 池蝶真珠有限会社 27,250 m ²

免許番号	免許の内容					制限または条件	地元地区	存続期間 漁業権者 漁場面積
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
区第202号	第一種区画漁業	簡易垂下式 真珠母貝養殖業	1月1日から 12月31日まで	守山市木浜町地先(木浜埋立地にある水路)	次のア、イ、ウ、エ、オ、カおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 守山市木浜町中島2294番地にある滋賀県運転免許センター南側の中島橋の北東角(北緯35度05分55.1秒, 東経135度56分52.6秒) 控 点 基点から194度446.5mの点 ア 控点から104度10mの点 イ アから194度77mの点 ウ イから112度89mの点 エ ウから22度30mの点 オ エから112度20mの点 カ アから104度119mの点	—	守山市木浜町	平成30年(2018年)9月1日から 平成35年(2023年)8月31日まで 近江真珠株式会社 9,070㎡

免許番号	免許の内容					制限または条件	地元地区	存続期間 漁業権者 漁場面積
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
区第203号	第一種区画漁業	簡易垂下式 真珠母貝養殖業	1月1日から 12月31日まで	近江八幡市 安土町常楽 寺地先(西の 湖)	次のア、イ、ウ、エ、オおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 近江八幡市白王町字郡座 540番地の田の南角石垣の上(北緯35度09分47.9秒, 東経136度06分13.0秒) ア 基点から107度45分540mの点 イ アから90度30分110mの点 ウ イから179度222mの点 エ ウから284度30分87.5mの点 オ 基点から122度30分615mの点	—	近江八幡市 安土町下豊浦	平成30年(2018年) 9月1日から 平成35年(2023年) 8月31日まで 川端真珠有限会社 22,300㎡
区第204号	第一種区画漁業	簡易垂下式 真珠母貝養殖業	1月1日から 12月31日まで	近江八幡市 安土町常楽 寺地先(西の 湖)	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 近江八幡市白王町字郡座 540番地の田の南角石垣の上(北緯35度09分47.9秒, 東経136度06分13.0秒) ア 基点から106度(真方位をいう。以下同じ。)669mの点 イ アから103度88mの点 ウ エから110度30分86mの点 エ 基点から121度30分750mの点	—	近江八幡市 安土町下豊浦	平成30年(2018年) 9月1日から 平成35年(2023年) 8月31日まで 齋木産業株式会社 17,817㎡

(3) 小割式魚類養殖業

免許番号	免許の内容					制限または条件	地元地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
区第 1301 号	第一種区 画漁業	小割式魚類 養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日ま で	近江八幡市 沖島町地先	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に 結んだ線によって囲まれた区域 基 点 近江八幡市沖島町地先にある切通 船溜り南側防波堤の先端北角（北緯 35 度 11 分 38.5 秒，東経 136 度 05 分 33.3 秒） ア 基点から 232 度 255m の点 イ アから 312 度 65m の点 ウ イから 222 度 100m の点 エ アから 222 度 100m の点	—	近江八幡市 沖島町	平成 30 年（2018 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 沖島漁業協同組合
区第 1302 号	第一種区 画漁業	小割式魚類 養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日ま で	近江八幡市 沖島町地先	次の基点甲と基点乙とを結んだ線以北のか まくど湾一円 基点甲 近江八幡市白王町伊崎にある通称 ゆうれい崎の突端にある国有林標 識の第 83 号（北緯 35 度 11 分 53.3 秒，東経 136 度 05 分 14.6 秒） 基点乙 同市白王町伊崎にある通称三年林 崎の突端にある国有林標識の第 91 号	—	近江八幡市 沖島町	平成 30 年（2018 年） 9 月 1 日から 平成 35 年（2023 年） 8 月 31 日まで 沖島漁業協同組合

免許番号	免許の内容					制限または条件	地元地区	存続期間 漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			
区第 1303 号	第一種区画漁業	小割式魚類 養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	長浜市西浅井町菅浦地先	次の基点甲と基点乙を結んだ線とこれより東側の湖岸線によって囲まれた奥出湾 基点甲 長浜市西浅井町菅浦地先にある奥出湾通称赤崎地先にある地番 1371 の北西角にある石垣の角 (北緯 35 度 29 分 03.0 秒, 東経 136 度 07 分 54.1 秒) 基点乙 同市西浅井町菅浦地先の菅浦休憩舎土台の北東角から 15 度 30 分 55 m の地点	漁場の使用面積は 7,000 m ² 以内とすること。	長浜市西浅井町菅浦、西浅井町大浦	平成 30 年 (2018 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 西浅井漁業協同組合
区第 1304 号	第一種区画漁業	小割式魚類 養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで	長浜市西浅井町菅浦地先	次のア、イ、ウおよびエの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基 点 長浜市西浅井町菅浦字池の口にある鮎苗蓄養場蓄養池の北西角 (北緯 35 度 28 分 11.8 秒, 東経 136 度 07 分 23.7 秒) ア 基点から 345 度 127.5m の点 イ アから 16 度 30 分 150m の点 ウ イから 106 度 30 分 90m の点 エ ウから 196 度 30 分 150m の点	漁場の使用面積は 1,000 m ² 以内とすること。	長浜市西浅井町菅浦、西浅井町大浦	平成 30 年 (2018 年) 9 月 1 日から 平成 35 年 (2023 年) 8 月 31 日まで 西浅井漁業協同組合